

令和6年 第3回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 令和6年3月26日（火） 14時30分～
- 2 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、中村委員、石橋委員、荒木委員、金子委員
- 4 事務局出席者 井手次長、貞松指導主事、金子補佐、上野補佐
- 5 会議録署名委員の指名 中村 尚広 委員
- 6 前回の会議録の承認 令和6年 第2回定例教育委員会（2/28）
- 7 教育長報告
- 8 案 件 議案第12号 佐々町小中学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の一部改正について
議案第13号 佐々町小中学校給食物価高騰対策事業費補助金交付要綱の一部改正について
議案第14号 佐々町立学校における医療的ケアの実施等に関するガイドラインの一部改訂について
議案第15号 教職員の人事について
議案第16号 教育委員会の所管に属する機関の人事について
議案第17号 令和6年度主要事業について
議案第18号 ながさきピース文化祭2025佐々町実行委員会委員の委嘱について
議案第19号 教育委員会の会議録の作成について
- 9 報告事項
 - (1) 3月議会定例会の報告について
 - (2) 令和6年度主要行事について
 - (3) 教職員等の人事異動について
 - (4) 辞令交付式について
 - (5) 令和6年度長崎県市町村教育委員会 理事会・総会等について
 - (6) 標準学力テスト等の結果について
 - (7) 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金審査結果について
 - (8) 2024年ジョギングフェスティバルinさざの結果について
 - (9) 宮ノ前遺跡（隣接地）埋蔵文化財試掘調査について
 - (10) 市の瀬ウッドデッキ修繕について
 - (11) 社会教育講演について
 - (12) 名義後援について

- (13) 準要保護の認定について
- (14) 行事関係報告について
- (15) その他

〈審議の経過（要約）〉

教育長	ただ今から、令和6年第3回定例教育委員会を開催します。
教育長	<u>5 会議録署名委員の指名</u> 本日の会議録署名委員を指名します。中村 尚広 委員をお願いします。
教育長	<u>6 前回の会議録の承認</u> 前回の「令和6年第2回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。
上野補佐	(資料により説明)
教育長	今、説明がありましたが、質問やお尋ね等ございますでしょうか。 (「なし」の声あり。)
教育長	ないようでしたら承認することといたします。
教育長	<u>7 教育長報告事項</u> (1)町内校長会連絡事項等 【指導事項】 ○学校事故対応指針の改訂 事故報告の厳格化ということで報道がなされております。 特に、学校管理下の死亡事故については、全て文科省に上げるように、また重篤な事態についても上げるようにという動きになってくると思っております。 今回は載せておりませんが、先日発生した「うずらの卵」による給食の事故について、通知が参りましたので、次回その通知の内容についてご説明をしたいと思っております。 ○不適切な発言 佐世保市内のある学校で、子どもにあだ名と言いますか、「ひき殺されて来い」とか、そういう暴言を吐いたということで、減給10分の1か月の懲戒処分になったという事案がございました。 最初から懲戒、減給処分というのではないわけで、何回かこの方は重ねておられるということです。減給の次はもう停職になってしまうので、この方はここで踏みとどまらなければならない事案だと思っております。 ○いじめ対応 福岡県内のある高等学校で起こった、剣道部で起こったいじめの事案です。 性的被害も含めてかなりのいじめだったのに、報告が上がっていなかった。当然、

その対応も十分ではなかったということです。

本町の場合は、とにかく初期の対応をとということで、話をしておりますので、適切な対応がなされていくだろうと思っております。

ただ気になったのが、佐世保市内のある中学校で起こったいじめの事案の後の対応です。校長先生のお話だと思いますが、非常に難しいです。被害者も加害者も同じ学校にいるという中で、当然、被害者を守らなければいけないけれど、それでは加害者はどうするのか、というところの苦悩と言いますか、難しい舵取りをなさったという記事だと思っております。そうならないように、なった時どうするかということは、非常に難しさを含んでくると思っております。

○SNSによる事件

これは女子中学生を誘拐ということで、北海道の学校職員がSNSで知り合って誘拐したという話です。とにかくSNSを使う、携帯を使うというのはリスクを背負うということについて、保護者の方は理解しておく必要があります。学校もモラルやマナーとかいろんな取組をしておりますけれど、そういう啓発が必要であろうという話をしたところです。

○免許外の教科担任

免外教科担任ということで、どうしても学校が小さくなると、中学校の場合は、まず家庭科か体育の定数を満たせないということです。家庭科か体育の担当をまずカットしていく。次に技術家庭科というような形になってしまわざるを得ないときがあります。もうどうしても埋まらないというときです。定数が5人というときにはそういうことになってしまいます。

本町の場合は、ある程度の規模があるので、免外で担当する、免許を持たずに担当するということはほぼ起こっておりませんが、報道にある「技術教員23%が正規免許なし」にはこれはちょっと異常な事態ではないかと思っております。

○日本版DBS

性犯罪歴就業制限20年ということで1回流れた法でした。職業選択の自由の保障ということと兼ね合いで流れた法でしたが、いよいよ成立をするということで報道がなされていたところです。

性的な嗜好と言いますか、性的な傾向を把握するというのは非常に難しい。また再犯の恐れも非常にあるということで、こういう法が成立したということです。

また、性犯罪歴なしでも配置転換ということです。性犯罪の恐れがあると判断された人について、雇用主に配置転換などの安全措置を義務づけるという方針もまとまったということで、これも通過したという報道がなされておりました。

しかしこれも非常に人権との問題で難しいです。文科省でガイドラインをつくるということですが、注視しておかなければいけないと思っております。

○中教審特別部会（教員の処遇改善）

中教審の特別部会、教職員の処遇改善との報道がなされているところです。

これがどういう形で答申がなれるかというのは注目するべきだろうと思いますけれど、教員の残業代、今は教職調整額ということで4%について、何時間残業してもその4%は変わらないという状態です。

本当は残業という形で賃金をきちんと支払った方がいいのかもしれませんが、校長には、もし残業がカウントになるとすれば校長は大変だという話はしております。結局、残業は命じられてするものですから、校長が命じたという形になるとするならば、残業が多いところは当然指導の対象になってくるだろうと思います。いずれにしろ、働き方改革、残業を減らす、在校時間を減らすということについては、来年度もしっかり取り組んでいきたいという話をしたところです。

○佐世保市の学校再編

これは、佐世保市立学校の再編が26年度からということで、具体的に始まっていくようです。

○水飲めない子ども

水を飲めない子どもが増加というのは、どういう意味か気になったのですが、味のついたものを水筒なりに入れてきてるものだから、水が飲めなくなったということです。

各学校ともコロナの関係で、冷水機を廃止してます。廃止したものですから水筒を持ってくる。水筒には味のついたものをということになっているわけで、ぜひとも水は飲めるようにしておいてほしいという話をいたしました。

水道の水ですから、日本の水道基準では水が飲めるということになっていますし、いざというときの水分補給というのは、水道の水を飲むということになってくると思っております。

○チーム担任制

チーム担任制は面白い取組だと思っているところです。

○その他

佐世保市内の中学校で高校入試で調査書記載漏れで不合格という事案がございました。

福岡では出願漏れというのがありました。再判定で3人合格したということではありますけれど、起こりうることだと思います。これはシステムに入力したものを転記していくという形でやっていくものですから、コンピューター上でやっていきます。なので、入力をしたところで終わったつもりになってしまい、そこで空欄ができてしまっていたということです。

手書きの場合は、書いた本人がよく確認をするのでこのような事態にまでならなかったけれど、システムなどに頼り切ってしまうと大変なことになるという話をしたところですし、最終的には管理職がチェックするわけで、そこで気づかないというののもいかなものかということについて話をしたところです。

ただ上がってきたから印鑑を押したというだけでは済まないのが書類ですから、

	最終チェックは、管理職ということになると話をしたところです。 また、来年度から「家族の日休暇」を始めるということで、3月13・14日に職員に説明をして、3月15日に一斉メールで保護者に制度のことを配信いたしました。 ただ、届出については、紙ベースで保護者が書いた書類が欲しいので、新学期に3枚ずつは出すように考えているところです。 それから、今まで「用務員」という形で雇用していたわけですが、来年度からは「校務支援員」に名称を変えて、仕事の内容も少し変えるということです。個人情報絡むことについては、教頭先生がやるけれど、例えば学校の電話も教頭が取ることになっています。そこで、電話を取り継ぐとか、一般的な連絡メールの受け付けとか、教頭先生がやっている仕事の中で、受け持てる部分は受け持つということ、それから担任の先生がやっておられるプリントの印刷とか、そういった部分について、校務を支援する方に重きを置いてほしいということで、「校務支援員」という名称に変えております。 それから、もう一つ懸案であったステップルームの運営関係です。不登校の子が登校してきた時に入る教室にステップルームがあるわけですが、今はNPOと連携しながらボランティアで来ていただいています。来年度は「心の教室相談員」も活用したいと考えています。心の教室相談員の方の1週間当たりの勤務時間を6時間延ばすという対応により、1日はステップルームに行けるということです。 中学校の場合は、心の教室相談員が2人おられますから、2日間入るという形で、ステップルームの運営の充実ができればということで、来年度から配置を考えているところです。
教育長	(2)教育委員会の主な活動 (資料により説明)
中村委員	さきほどのステップルームの件で気になる点がありまして、支援員の先生が2日入って、残りの3日をNPOがなさるという形で理解してよろしいでしょうか。
貞松指導主事	はい、中学校が2日入っています。3校を輪番で回っています。 来年度の曜日はまだ確定していませんが、今は週2回入っています。それに心の教室相談員が入ります。
中村委員	いいと思います。ありがたいです。よろしくお願いします。
教育長	来年度から不登校対策として、そのステップルームの支援と、先日、佐世保市の青少年センターと話をしましたけれど、サテライト型の「あすなろ教室」を週1回開催します。 新規でやっていきたいし、NPOとももう一度、いろんな在り方について打ち合わせを行っていきたいと思っています。
教育長	よろしいでしょうか。ほかございませんでしょうか。

	(「なし。」の声あり) 8 案件 議案第12号 佐々町小中学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の一部改正について この附則については、12月28日に中学生の令和6年1月から3月の給食費の無償化に係る規定について改正を行ったところですが、今回その部分について改正を行ったものでございます。 まず、附則の第3の項目で、特別支援教育就学奨励補助金交付要綱の規定に基づく部分で、この場合において100円未満の端数があるときは、これを切り捨てないものとしておりましたが、改正後は削除しております。 理由としましては、事例を言いますと、5,500円の給食費が1か月かかった場合に半分2,250円が特別支援就学奨励補助金の対象となりまして、残りの2,250円がこの給食費負担軽減事業補助金の対象補助金となります。 当該規定は、補助金は100円未満を切り捨てるという設定になっておりましたが、無償化に伴い100円未満も補助しますという規定を設けるために改正したところでしたが、法制執務の専門の方に確認したところ、附則の2項で、「補助金の額については対象者の負担額の100%とする。」という規定を設けていることから、100円未満の規定は要らないという指摘を受けましたので、今回、削除させていただくものでございます。 それと附則4に、「令和5年度に限り、前2項の規定に基づく補助金の交付に伴い発生する学校給食費の還付に要する手数料を補助対象とする。」という規定を追加で設けております。 これは、令和5年度に中学生の無償化の改正を行いました。4月から2月分までの給食費を既にお支払いされており、今回の無償化に伴い、その給食費の一部を払い戻す必要が生じたわけですが、還付の発生の原因が制度改正によるものでございまして、保護者の原因でないことから、中学校の給食会計から保護者に払い戻す給食費の振込手数料を学校給食会計に補助する旨の改正を行っているものです。 附則、この要綱は告示の日から施行する。 以上です。よろしくお願いいたします。 【質疑なし承認】
上野補佐	議案第13号 佐々町小中学校給食物価高騰対策事業費補助金交付要綱の一部改正について 改正前の第4条について、「学校給食会計で定める学校給食費の一食単価に上限18%を乗じた額を基準額として、」と書いておりますが、改正後は、最近の物価上昇等を勘案しまして、上限20%という改正としております。 附則のところ、改正前は、「令和6年3月31日限り、この効力を失う。」として

教育長	おりましたが、今回、予算が通りましたので、「令和7年3月31日限り、その効力を失う。」ということで改正をしております。 附則については、「この要綱は告示の日から施行する。ただし、改正後の佐々町小中学校給食物価高等対策事業補助金交付要綱第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。」としています。 説明は以上です。
上野補佐	この件につきましては、物価高騰対策分を補助していたわけですが、それを来年度も続けます。賃上げ等、大手では進んでいるようですが、まだまだ不透明なところがありますので、来年度についても継続して、町単独の予算で続けていくということで、議案が通りましたので、この改正をするということでございます。 【質疑なし承認】 議案第14号 佐々町立学校における医療的ケアの実施等に関するガイドラインの一部改訂について 改訂をするに至った経緯につきましては、令和5年度から医療的ケアが必要な児童が小学校に入学しまして、このガイドラインと実態に開きがあるというところもありまして、いろいろご意見を頂きまして、改正をさせていただきたいと思っております。 概要を説明していきますと、まず総則のところを見ていただければと思います。 改正後に「適切な実施体制等」、改正前が「校内実施体制等」ということで書いてありますが、医療的ケアが校内だけではないのではないかとということで、社会科見学とかそういったところでも発生しますので、校内という表記を削除したものです。 あと、「在籍する医療的ケアの自立と安心して」と書いてありますが、ここの表現を変えたというところでは。 次に、「2. 定義」につきましては、医療的ケアの定義が入っていましたが、医療的ケア児の定義が入っていないということで、定義を追加したところでございます。 次の「3. 医療的ケアの内容」ですが、項目について表現の言い回しを訂正しているところです。経管栄養、導尿、人工肛門について訂正を行っております。 その下の部分に医療的ケアが遠足等で校外学習の場合は、状況により実施できない場合も想定されるという旨のただし書きを追加しております。 また、対象者について、対象者の判断の基準としての例示を追記しております。総合的に判断するということで、どういった内容で判断すべきかということで、例えば、家族が医療的ケアを十分理解していることや病状が安定することなど、内容を確認をして判断するという内容を追記しております。 「5. 実施に関する基本方針」の（4）について、「医療的ケア」という文言を追加しております。 「6. 実施の決定」につきましては、「実施上の手続、7ページ参照」という追

上野補佐	変更点を申しますと、口石小学校の特別教育支援員を現在2名体制を3名体制に変更しております。 それから、教育委員会の事務局の事務補助が1名減になっております。 また、図書館でも雇用の関係で1名減という形となっており、この体制で行っていただければと思っております。 【質疑なし承認】 議案第17号 令和6年度主要事業について 令和6年度の一般会計・当初予算に係る主な新規事業ということで、計上させていただきます。こちらは当初予算勉強会資料の内容となっております。 まず、ナンバー1ですけれども、教育費県補助金、小中学校の補助金、「学校内外における児童生徒の学びの場創出事業補助金」ということで、先ほど教育長報告にもありましたとおり、ステップルームの心の教室相談員の人権費関係の補助金を歳入として計上しております。 次にナンバー2の教育費県補助金、小中学校の補助金「学力向上のための非常勤等配置支援事業補助金」ということで、右側の概要に①と②を書いておりますが、①は継続事業ということで、学力向上支援員の補助を計上しております。 ②が新規で学校用務員（教員業務支援）の補助、人件費の補助ということで、先ほど教育長からも説明がありましたとおり、学校用務員にプリントの配付でありますとか、電話対応等の業務を行うことで、教職員の方の負担軽減を図るもので補助を上げております。歳出は、学校用務員の人件費関係に充てられる予定となっております。 次に、歳出関係の予算です。 まず、歳出のナンバー1「西九州させぼ広域都市圏事業補助金」ということで、概要の②の「サテライトあすなろ教室さざ」ということで、こちらは報告がありましたとおり、学校に通えず悩んでいる小中学校の居場所として教室に通う人たちと関わりながら、学習や集団活動を行って少しずつ自信をつけて学校への再登校や社会的自立を目指す学校適応指導教室を開設するというで、週1回、今のところ予定ですが、町内で教室を開いて受け入れようと考えております。 次に、ナンバー2の「学校給食費負担軽減事業補助金（中学生無償化分）」ということで、先ほど説明しましたとおり、中学校分の無償化を図るもので補助金を予定しております。 ナンバー3の佐々小学校管理費の「玄関手洗い場等撤去工事」ということで、学校敷地内の駐車場の環境整備のため、玄関横の手洗い場とプール手洗い場の撤去工事を行う予定としております。 ナンバー4と5、佐々小学校と口石小学校の教育振興費の教材用消耗品費で、令和6年度の小学校の教科書の採択替えに伴い、教師用教科書、指導用教科書、指導用デジタル教科書を購入し、電子黒板を活用した授業を行い、児童が分かりやすく学べる環境をつくるものとしております。 ナンバー6、学校管理費「佐々中学校B棟教室間仕切り工事」ということで、今
------	--

金子補佐	後、生徒数が増えることが見込まれますので、B棟2階のパソコン教室の間仕切り工事を行う予定としております。 ナンバー7、管理用備品のうち「製氷機購入事業」ということで、中学校の夏場の体育事業、部活動、駅伝練習時等の熱中症対策として製氷機を購入するようにしております。 続きまして、ナンバー8、文化財費です。記念講演報償費としておりますが、これについては、昨年10月に、狸山のヒスイ製大珠の県指定に伴いまして、その指定に携わった大学教授の先生2名を招きまして、記念講演を大体10月頃予定ですが開催を考えております。その折の報償でございます。 ナンバー9の文化財費、これにつきましては、埋蔵文化財の試掘調査になりますが、これは近年、宅地開発に伴いまして、包蔵地の隣接も試掘をなささいという指導があつておりまして、今後、増えるかもしれないということで、どこも試掘する予定はないのですが、前もって予算を確保しているというような状況です。入札関係がありますので、予算は入れておりません。 次にナンバー10の公民館費、町内会公民館増改築助成金です。 これにつきましては、四ツ井樋の公民館のエアコンがまだ設置されていないということで、設置に係る助成金となっております。 それからナンバー11の図書館費でございますが、これは図書館のLED化の工事です。令和5年度に実施設計がもう終わっておりまして、6年度で全館LEDに変えていくという工事でございます。 それから、ナンバー12の国民文化祭です。報酬ですが、これは国民文化祭の実行委員会の報酬となります。6年度に3回ほど実行委員会を予定しております。それから視察研修等も行うように予定しております。次に、旅費でございますが、この旅費につきましては「市の瀬の窯跡と加藤民吉の事跡フォーラム」、これは愛知県の瀬戸市に同時フォーラムということで、事前の協議に愛知県の瀬戸市に行くように予定をしております。 以上でございます。
教育長	何かご質問等ございませんでしょうか。はい。
中村委員	歳出のナンバー1の「あすなろ」という部分が、ちょっと気になったんですけど、これはどこが運営をするかをお聞きしたいと思います。町が運営するのですか。
井手次長	これは佐世保市教育委員会が、運営主体となっております。本町については、佐世保市と連携中枢都市圏という中で契約をして、いろいろな事業を協働で連携してやっております。そのうちの一つの事業ということになります。よろしくお願いします。
中村委員	どこかにその教室ができるということですか。

井手次長	はい。社会福祉協議会がある福祉センターの2階で「なずな」をされています。「あすなろ」は同じ福祉センターの1階の奥の会議室をお借りしたいと考えているところです。
中村委員	「なずな」と「あすなろ」は別物なんですか。
井手次長	はい。全く別物になります。
中村委員	では今、佐々でいえるのは、「ステップルーム」と「なずな」と「あすなろ」という形になるということで理解すればいいですか。
井手次長	はい。
中村委員	それぞれがそれぞれで動いて、子どもたちはそれを選べるみたいな感じですか。
井手次長	そうです。ただ、場所が「なずな」とは近いものですから、その辺りの連携はしながらということで考えているところです。
中村委員	佐世保市の教育委員会が主体として実施するということですね。
井手次長	はい。そのようになります。「なずな」は、学習指導というのはやっていないんです。生活指導ということになりますので、「サテライトあすなろ」は、そういった生活指導プラス学習的なところもあるので、そういったすみ分けも多少なりできるとは考えています。
中村委員	多分、包括の会議があっていて、前に次長にも来ていただいたんですけど、そこで不登校問題というのがすごく出てきて、そうなったときに受皿としてまた一つ増えるという部分は悪いことではないなと思います。だから、いい方向でそれが、ここも行ける、ここも行ける、一番は学校に行ってほしいんですけど、そこに行けない子のステップとしてこういうのができるということで理解していいですか。分かりました。ありがとうございます。
教育長	単純には言いづらいんですけど、一応すみ分けとしては、ひきこもりの子を外に出す「なずな」。学校には行けないけれども勉強したい子「サテライトあすなろ」。学校には行けるけれども学級には入れない子、これが「ステップルーム」。心の問題もありますので単純にはいかないんですけど、そういうすみ分けだと思っているわけです。3段階に増やせたとご理解いただければと思います。
貞松指導主事	すいません、付け加えて言えば、「あすなろ」は佐世保市が一緒にするものですから、佐々町だけでなく、近隣の子どもたちも一緒に来ることになります。例えば、吉井、世知原とか、小佐々とか、そういった子も対象の子が佐々教室に来

金子補佐	る場合もあります。 【承認】 議案第18号 ながさきピース文化祭2025佐々町実行委員会委員の委嘱について この国民文化祭の実行委員会の委嘱につきましては、11月の定例会で議案第33号でお諮りをしたところですが、佐々町では3つの事業をする予定にしております。各団体の2名を選出しまして、その代表の方を今度実行委員会に入れさせていただくというような状況です。 なお、佐々町文化協会会長が今度の4月から変更となります。 以上でございます。
教育長	【質疑なし承認】 議案第19号 教育委員会議事録の作成について 先の定例議会で質問がありまして、教育委員会の議事録について、もっと詳細に書くべきではないかというご指摘がありました。また、発言者の委員名についても記載すべきではないかという意見がありました。 議事録の作成については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の14条の9項「教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない」ということです。「努めなければならない」という努力義務ではあります。また、「教育委員会規則で定めるところにより」という、各教育委員会で定めるところになっております。 佐々町教育委員会会議規則第14条は、「会議録には、次に挙げる事項を記載しなければならない。（1）開会及び閉会に関する事項、（2）出席委員の氏名、（3）出席した職員の職氏名、（4）教育長等の報告の要旨、（5）その他教育長または会議において必要と認めた事項」となっております。今は申し合わせによって、（1）、（2）、（3）、（4）については議事録に載せており、議案については発言も含めて載せております。ただ、報告事項については省略してよいということで、項目だけを載せている状況です。ですから、現在の議事録自体は、第14条に従って作成していると解釈をしていたところですが、そういういきさつがあってお諮りしたいと思っているところです。 まずは、発言者の氏名です。私は教育長と書いてあります。公職なのでそれはいいんですけども、発言者の氏名、他市町は書いてありますか。
上野補佐	県内全部は調べ切れていませんが、調べた市町は載っておりました。
教育長	そういう実情があるということで、いかがでしょうか。氏名を書くということによろしいですか。

教育長	(「異議なし。」の声あり) それでは、議事録には、発言者の氏名を載せることで対応いたします。 もう一つですけれども、いわゆる議案は載せていますが、報告については載せていません。報告事項について、いかがいたしましょうか。報告は概要を記載し、質疑があれば議事録に掲載する形はいかがでしょうか。 (「異議なし。」の声あり)
教育長	それでは、発言者の氏名と、それから報告事項については、概要を記載し質疑があれば記載することで、次回の議事録から変えていきたいと思います。
教育長	9 報告事項 (1) 3月議会定例会の報告について 3月議会定例会で質問があった「給食費の無償化」、「入学時の費用」、「教職員の勤務の実態」、「サテライトあすなろ」、「中学校の制服の変更」、「生成AIの活用」、「文化財保護」及び「給食センターの整備計画の進捗状況」に係る答弁について説明。
金子補佐	(2) 令和6年度主要行事について 主要行事 ・ 9月29日 町内会ソフトボール大会 ・ 10月に県指定のヒスイの大珠にかかわる記念講演。 ・ 11月16日 自主文化事業「子ども向けのコミカルサーカス」 ・ 1月5日 二十歳のつどい ・ 3月2日 ジョギングフェスティバル
貞松指導主事	(3) 教職員等の人事異動について (資料により説明)
貞松指導主事	(4) 辞令交付式について ・ 日時 令和6年4月1日(月) 13時15分 場所 地域交流センター
上野補佐	(5) 令和6年度長崎県市町村教育委員会 理事会・総会等について ・ 令和6年度理事会：令和6年4月24日、佐世保市役所で開催。 ・ 総会及び合同研修会：令和6年5月28日、アルカスSASEBOで開催。 ・ 新任教育研修会及び研究大会： - 令和6年11月21日から22日、壱岐市の島ホールで開催。
貞松指導主事	(6) 標準学力テスト等の結果について 小学校及び中学校の標準学力テストの結果について報告。

上野補佐	(7) 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金審査結果について 令和5年度、14名の申請に対し7名を決定。
金子補佐	(8) 2024年ジョギングフェスティバル in さざの結果について 令和6年3月3日に開催。エントリー数1,287名、出走者数1,109名。
金子補佐	(9) 宮ノ前遺跡（隣接地）埋蔵文化財試掘調査について 小浦免で行った宅地開発に伴う試掘調査の結果について報告。
金子補佐	(10) 市の瀬ウッドデッキ修繕について 皿山公園にある県指定文化財「市の瀬窯跡」ウッドデッキ修繕について報告。
金子補佐	(11) 社会教育講演について 令和6年3月23日に実施した講演会の報告。（約80名程度の参加）
上野補佐	(12) 名義後援について 1件分について報告
上野補佐	(13) 準要保護の認定について 申請26件のうち認定25件、不認定1件を報告。
上野補佐	(14) 行事関係報告について （資料により説明）
	(15) その他 特になし。
	(17時02分 閉会)
	上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。
	令和6年3月26日
	教育長 星、川 裕 為
	委員 中 村 尚 志